

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」庁内検討会設置要綱

制定 29都市基街第46号
平成29年5月17日

改正 30都市基街第10号
平成30年5月18日

（目的）

第1条 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」を策定するため、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 庁内検討会の所掌事項は次のとおりとする。

- 一 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」の案の検討
- 二 その他「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定のために必要な事項

（構成）

第3条 庁内検討会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 庁内検討会には座長を置き、都市整備局都市基盤部長の職にある者をもって充てる。

（会議）

第4条 座長は、必要に応じて庁内検討会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会議は非公開とする。
- 3 会議資料及び議事録は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

（事務局）

第5条 庁内検討会の運営のための事務は、都市整備局都市基盤部街路計画課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月17日から施行し、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」の公表日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

別表

政策企画局	調整部	政策課	技術政策担当課長
都市整備局	総務部 都市づくり政策部	企画経理課	企画担当課長
		広域調整課	政策調整担当課長
		都市計画課	都市計画課長
		土地利用計画課	土地利用計画課長
		緑地景観課	緑地景観課長
	都市基盤部	交通企画課 街路計画課	都市基盤部長【座長】 交通計画調整担当課長 街路計画課長 外かく環状道路担当課長 街路計画調整担当課長
	市街地整備部	企画課	企画課長
	市街地建築部	防災都市づくり課	防災都市づくり課長
		建築企画課	建築企画課長
建設局	道路管理部	路政課	路政課長
		保全課	保全課長
		安全施設課	安全施設課長
	道路建設部	計画課	調整担当課長 計画課長 事業化調整専門課長
	公園緑地部	計画課	計画課長
港湾局	港湾整備部	計画課	計画課長